

三重県における風評被害対策の実施について

1 県組織での対応

広域処理による風評被害に関する専用相談窓口の設置

廃棄物・リサイクル課に専用相談電話(059-224-2341)を設置。今後、リーフレット等で周知を図る。

「三重県災害廃棄物広域処理連絡会議」の設置

部局間で広域処理に関する情報共有を図り、風評被害の未然防止を総合的に推進するため設置。

- ・ 8月30日に第1回連絡会議を開催

「三重県風評被害対策本部」の設置

万一、風評被害が発生した場合には迅速かつ的確に対応するため、三重県危機管理計画に基づく対策本部を設置する。

2 広報の充実

県広報、テレビ、ラジオ、新聞等による広報活動の実施

リーフレットの作成、配布

リーフレットは、包括協定事業者、県施設、市町等で配布

生産者団体、観光、スポーツ関連団体等への情報提供

消費者団体などを通じての広域処理に関する説明

3 その他